述 ~ 大規模 られ 小売店舗 た \mathcal{O} 立地 で、 法 次 \mathcal{O} (平成十年法律第九 とお + 意見を縦覧に供します。 一号) 第八 条第二項 の規定により意見が

平成二十七 年二月二十七

ま

n

公告

そ

 \mathcal{O}

奈良県 知 荒 井 TF. 吾

大規 模小 売店舗 \mathcal{O} 名称及び 所在地

(仮称) ド キホ テ奈良桜井大福店

所在 地 桜井市大字大福一〇五九ほか二六筆

述べら n た意見の 概要

桜井市の区域内に居住する者

1 交通に関する事項

(1) 中和 - 幹線の 円滑な交通流動に資するため \mathcal{O} 出 入 П \mathcal{O} 運用変更

変更すること。 に、 来店車による中和幹線 中 -和幹線 (道路 N о. (道路 N 1 \mathcal{O} 出 ο. 入 口②を出 1 \sim \mathcal{O} [口専用 交通 の影響をよ に、 出 入 ŋ \Box [③を入 少なくするため 口専用に

える影響を防止 駐車場計画 なお、 道路及び \mathcal{O} 抜本的 す Ź 出 た 入 見直 8 П \mathcal{O} \mathcal{O} 番号は、 対策 し及び \mathcal{O} 実施 届出 大規 \mathcal{O} な 模 小 い 売店 出 入 舗 П 立地 が 周 法届 辺生活道路 田 書付 や通学 义 3 に 路 ょ に与 る。

(2)

道路をい するように らない限り、 数一五七台の 道路や通学路 5 \mathcal{O} 0 (オンパ ルを義務づ 両駐 また、 交通整理員 れないことか 届出書に記 軍場 川を 概 う。 相 駐 け ね 満 以下 載 ること。 互 を常置するとともに、 駐車場をいう。 1 本体駐車場南側にある届出 \sim 車場計画や出入口計 う。 間 . 車状態になっ \mathcal{O} 5 \mathcal{O} 影響を少なくするために、 あ \mathcal{O} ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ る出入 出入口 往来以 及び市道 ンパ道路 外 が三箇所となるように、 以下 は、 を阻止するよう て臨時駐車場を臨時的 (幅員約三· 三箇所 とい 「本体 画を抜本的に見直すこと又は 才 · う。 ン パ のな 駐車場」とい で 道路に あ 八メ な り、 11 小売店舗計画地内 をまたぐ立体 出 ハ そ t 入 -ド及び に使用 臨時 口 れ Α う。 型バ は、 ル 以 か 駐 外 する時 交差 IJ 常 ら約 車 ソ \mathcal{O} ケ 時 場 が 出 フ 閉 概 \mathcal{O} 大福北区 0 兀 لح 入 連絡通 間 鎖 駐 両 F. ね満車状態にな \mathcal{O} • П 車場 面 帯 間 を設置する等 L __- \mathcal{O} は メ ておくこと。 にあ 設 \mathcal{O} 対策 内 路 置 (駐 複数名 \mathcal{O} を る は の実 車台 生活 設置 泂 ル 認 \mathcal{O} \prod 8

臨 時駐車場の深夜時間帯の使用禁止及び騒音対策の 確実な実施

住宅に近接する臨時

駐車場に

0

1

ては、

夜間騒音

 \mathcal{O}

周辺生活環境

 \sim

の影響を最小

限にするために、 二十二時 から翌六時まで \mathcal{O} 夜間時 間 帯 は閉鎖し、 消 灯すること。

3 生活環境に関する事項

(1) 及び近隣の第一種住居地域の生活環境の保全のために、 \mathcal{O} 小売店舗の深夜営業を禁止 近隣の文教施設の小 文教施設 への影響の 排除等を目的とした小売店舗 中学校の 深夜営業に対して厳 児童や生徒 \mathcal{O} 健全な育成、 の深夜営業の禁止及び制 しい時間制限を課すこと。 二十二時から翌六時まで 非行防止、 安全対策

(2) 農作物等への光害防止対策の実施

間 ら翌六時までの 照明灯に集まる害虫による食害等の影響を確実に回避するために、 農地に隣接する臨時駐車場につい 夜間時間帯は、 閉鎖 ては、 消灯すること。 農作物や花卉栽培に 対する光害及び夜 二十二時か

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

ます。 び国民の 平成二十七年二月二十七 祝日に関する法律 日 か (昭和二十三年法律第百七十八号) 5 同年三月二十七日まで。 ただ に規定する祝日を除き Ļ 日 曜 月 土 曜 日 及

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで